

いみず市民交流プラザ自動販売機設置事業者公募要項

1 趣旨

この公募要項は、いみず市民交流プラザにおける自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）を公募方式により選定するため、必要な手続等について定める。

2 公募物件（詳細は別添「公募物件調書」を参照）

施設名称	所在地	設置場所	設置台数	参考面積	販売形態
いみず市民交流プラザ	射水市戸破4200番地11	1階	1台	0.84㎡	缶・ペットボトル

※ 参考面積は、自動販売機の想定占有面積（容器回収ボックス、放熱スペース等は含まない。）

※ 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉開閉や通行等に支障がある場合も考えられるため、事前に設置場所を確認すること。

3 自動販売機の設置条件等

（1）設置事業者の施設の使用形態

射水市行政財産使用条例の規定に基づき、市が設置事業者に対し行政財産の使用を許可する方法による。

（2）使用許可の期間

使用許可の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。ただし、公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況等を勘案して支障がないと市が判断する場合は、当初の条件を変更しないことを前提として、当初使用許可終了から3年の期間を限度に、使用許可の更新を認めるものとする。

なお、許可期間中であっても、公用又は公共用に供する必要があるときは、使用許可を取り消す場合がある。

（3）行政財産使用料

ア 使用料は、自動販売機の売上合計額に、設置事業者が応募した使用料率を乗じた額とする。

イ 使用料は、市が発行する納入通知書により、市の指定する期日までに全額納入すること。

ウ 設置事業者は、毎月の売上合計額が確認できる書類を指定した期日までに施設所管課に報告すること。

（4）その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用子メーター設置費等

含む)、維持管理等にかかる一切の費用は設置事業者の負担とする。

また、自動販売機の運転に必要な光熱水費等についても全額設置事業者の負担とし、市が発行する納入通知書により、市の指定する期日までに全額納入すること。

(5) 設置条件

自動販売機は、公募物件調書に示した場所に設置すること。また、電力使用量計測用子メーターを設置すること。

(6) 使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守すること。

ア 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料及び自動販売機の運転に必要な光熱水費等を市が指定する期限までに納付すること。

イ 使用許可期間中に、法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、その取消しを受けていないこと（該当の場合のみ）。

なお、自動販売機の設置に当たり、新たに許認可等を必要とする場合の販売は、当該許認可後に開始すること。

ウ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、または担保に供してはならないこと。

エ 販売品の納入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、当該施設管理者の指示に従うこと。

オ 設置する自動販売機は、車椅子を利用する者等が、商品選択のボタンが押せるユニバーサルデザイン機能を備えること。また、災害などの緊急時は、販売機内の清涼飲料水等を無償提供すること。

カ 設置する自動販売機は、1種類以上の電子マネーが使用できること。電子マネーとは交通系ICカードのほか、専用のアプリケーションによる決済機能とする。

キ 清涼飲料水の販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類等の缶、びん、ペットボトル等密閉式の容器の清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。

ク 販売価格については、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。（個別に販売価格の条件がある場合は、当該金額を上回る価格で販売しないこと。）

ケ 自動販売機の運用上の事項については、必要に応じて施設管理者と協議し、その指示に従うこと。

コ その他、施設管理者が定める事項

(7) 維持管理責任

次のことを遵守すること。

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の日常管理については、設置事業者が責任をもって行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置し、転倒防止及び火災予防対策を施すこと。また、設置後は定期的に安全面に問題がな

いか確認すること。

ウ 自動販売機に併設して、販売する清涼飲料水等の容器（缶・びん・ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

エ 衛生管理及び感染症対策について、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。

オ 盗難事故や破損事故等による損害は、市の責に帰すことが明らかな場合を除き、全て設置事業者が負うこと。

カ 自動販売機の設置管理、故障時の問い合わせ、苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(8) 使用許可の取り消し

ア 次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消すものとする。

(ア) 許可物件を公用又は公共用に供する必要が生じた場合

(イ) 市の都合により使用許可を取り消す必要が生じた場合

(ウ) 射水市行政財産使用条例又は許可の条件に違反した場合

(エ) 設置事業者が応募資格を失った場合

(オ) 設置事業者が応募資格を満たしていないことが判明した場合

イ 上記アの（ウ）から（オ）までの場合、既に納めた使用料は還付しない。また、取消しにより生じた損失について、その補償を求めることはできない。

ウ 上記アの（ウ）又は（オ）の場合、取り消しのあった日から3年間は、市が実施する自動販売機設置事業者選定の応募資格を失うものとする。

(9) 自己都合による自動販売機の撤去

設置事業者は、使用許可の期間が満了する前に自己の都合により自動販売機を撤去しようとする場合、撤去しようとする日の3か月前までに市に書面により通知すること。この場合、納入済の使用料は還付しない。

(10) 原状回復

設置事業者は、許可期間満了により自動販売機を撤去する場合、許可期間内に原状回復すること。また、上記（8）により許可が取り消された場合や、上記（9）により自動販売機を撤去する場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を市に請求することはできないものとする。

4 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができる。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。

(地方自治法施行令)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、これら暴力団及び暴力団員と、密接な関係を有していないこと。
- (3) 次のいずれかに該当しない者
- ア 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 法人の場合は、富山県内に本店、支店又は営業所を有すること。個人の場合は、富山県内に居住し業を営んでいること。
- (6) 市町村税を滞納していないこと。

5 応募申込書の受付

(1) 提出方法及び提出先

申込みは、原則として持参によるものとし、次の提出先に必要な書類を提出すること。やむを得ず郵送で提出する場合は、簡易書留郵便とし、封筒に「応募申込書在中」と明記すること。また、電話、ファックス、電子メールによる申込みは受付けない。

(提出先)

射水市福祉保健部地域福祉課福祉政策係

〒939-0294 射水市新開発4 1 0番地1 射水市役所本庁舎1階

電話：0766-51-6625 FAX：0766-51-6657 電子メール：chiiki@city.imizu.lg.jp

(2) 受付期間

令和2年3月13日(金)～令和2年3月19日(木)

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出書類

申込みに当たっては、次の書類を提出してください。

ア いみず市民交流プラザ自動販売機設置事業者応募申込書提出票(様式第1号)

イ 応募申込書(様式第2号)

ウ 誓約書(様式第3号)

エ 設置を希望する自動販売機のカタログ(寸法、消費電力等が確認できるもの)

オ すべての市町村税に滞納がないことの証明書(コピー可) ※発行後3か月以内のもの

カ 証明書類(コピー可) ※発行後3か月以内のもの

法人の場合…登記簿謄本(全部事項証明書)

個人の場合…住民票

6 設置事業者の選定

(1) 提出された応募書類の審査を行い、「4 応募資格要件」に定める資格をすべて満たしている者を選定対象者とする。

(2) 選定対象者のうち、最低使用料率以上で、最高の使用料率を応募申込書により提示した者を設置事業者として選定する。なお、使用料率が同率の応募が2者以上ある場合は、当該応募者の立会のもと、抽選により選定する。

(3) 設置事業者の選定は、3月25日(水)を予定。結果は、設置事業者に選定した応募者のみに通知する。

(4) 選定の結果については、提示された使用料率及び設置予定事業者の法人・個人の別を射水市ホームページにおいて公表する。

7 最低使用料率

10パーセント

8 選定後の手続き（行政財産使用許可申請）

- (1) 設置事業者は、市が指定する期日までに行政財産使用許可申請書を地域福祉課へ提出すること。
- (2) 設置事業者選定の取消し
次にいずれかに該当する場合は、設置事業者としての選定を取り消すものとする。
 - ア 正当な理由なく指定する期日までに行政財産使用許可申請の手続きに応じなかった場合
 - イ 設置事業者が応募資格を失った場合
- (3) 上記（2）に該当する場合、「6 設置事業者の選定」の結果、第2順位の者を繰り上げて設置事業者として選定する。

9 問い合わせ先

射水市福祉保健部地域福祉課福祉政策係

〒939-0294 射水市新開発4 1 0 番地1 射水市役所本庁舎1階

電話：0766-51-6625 FAX：0766-51-6657 電子メール：chiiki@city.imizu.lg.jp

【様式】

- ・様式第1号 いみず市民交流プラザ自動販売機設置事業者応募申込書提出票
- ・様式第2号 応募申込書
- ・様式第3号 誓約書

【参考資料】

- ・公募物件調書